

## 東金税務署から確定申告に関するお知らせ

平成28年分の確定申告の日時や会場等について、東金税務署からお知らせします。

なお、市で行う所得税・住民税の申告相談会の案内等については、広報2月号に掲載する予定です。

### ◆申告と納税の期限

- ▼所得税および復興特別所得税 2月16日(木)～3月15日(水)
- ※振替納税をご利用の方は、4月20日(木)が振替日です
- ▼消費税および地方消費税 1月4日(水)～3月31日(金)
- ※振替納税をご利用の方は、4月25日(火)が振替日です
- ▼贈与税 2月1日(水)～3月15日(水)

### ◆申告書作成会場の開設

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税並びに贈与税の申告書作成・提出会場を開設します。

- ▼会場 東金商工会館1階 (東金市東岩崎1-5)
- ▼期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日を除く)

### ◆税理士による無料申告相談

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告について、「税理士による無料

- ▼受付時間 8時30分～16時まで (提出は17時まで)
- ▼相談時間 9時～17時まで
- ▼注意
- ・東金税務署内には、申告書作成・相談会場はありません。
- ・会場開設日および最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- ・確定申告期間中、申告書作成・相談会場および税務署の駐車場は使用できません。お車での来場の際は、東金駅前にある「タイムズ東金駅前第3駐車場」を無料でご利用できます。

### ◆確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印かんおよびマイナンバーに係る本人確認書類

①マイナンバーカードまたは②番号確認書類および身元確認書類の写しを持参してください。また、前年の確定申告書等の控え、利用者識別番号等の通知書をお持ちの方は、あわせて持参してください。

### ◆申告書の提出が必要な方

申告書の提出が必要な方のうち、主なものを紹介します。所得税および復興特別所得税

- ①給与と所得がある方
- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
- ※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除および基礎控除を除く)を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方
- ②公的年金等に係る雑所得がある方
- 公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額のある方は確定申告書の提出が必要です。ただし、公的年金等の収入



## 介護保険制度による 障害者控除認定書の発行

確定申告等で、障害者手帳をお持ちでない方でも、手帳保持者に準じた所得税・住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

市では、介護保険の認定を受けている方で一定の要件を満たした方に対し、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

詳しくは問い合わせください。

☎ 0475(70)0335

☎ 0475(70)0335

## 公有財産(消防車両)の売却

市では、ヤフー(株)が運営する「ヤフー・官公庁オークション」の公有財産売却システムを利用して、公有財産の売却を行います。インターネットで一般競争入札の一部手続き(参加仮申込、入札等)を行い、公有財産を売却する方法です。

今回は消防車両の売却を予定しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶参加申込=1月16日(月)～2月3日(金)  
▶入札期間=2月17日(金)～24日(金)

☎ 0475(70)0312

▲今回の売却品

## 期日前投票所の増設および当日投票所(第14投票区投票所)の移設

市選挙管理委員会では、投票環境の向上を図るため、期日前投票所の増設および当日投票所の見直しを検討し、次のとおり方針を決定しました。

なお、今後も投票環境の改善に向けて努めてまいります。

### ◆期日前投票所の増設

▶対象施設=農村環境改善センター いずみの里  
▶導入時期=今後執行される選挙から  
▶開設時間=9時30分～19時  
▶設置期間=投票日前の3日間(市長選挙、市議会議員選挙では2日間)  
※これまでの中央公民館に加えて、農村環境改善センターいずみの里でも期日前投票が可能となります

### ◆当日投票所の移設

▶対象施設=第14投票区投票所を「あさひ保育園」から「大網白里ショッピングセンターアミリア3階 アミリアホール」に変更  
▶対象者=第14投票区の区域(駒込(駒込15区および大あみハイイツ)、みやこ野一丁目およびみやこ野二丁目)にお住まいの方  
※第14投票区以外の方は、従来の指定投票所での投票となります  
▶導入時期=今後執行される選挙から

☎ 0475(70)0397

金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください。

③退職所得がある方  
外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

④①～③以外の方  
各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

①～④以外にも申告書の提出が必要な場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

確定申告書の提出が必要な方は、確定申告書の提出が必須です。

①～④以外にも申告書の提出が必要な場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

信ずる場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

◆申告書は、国税庁ホームページで作成できます

▼申告書作成から提出までの流れ

- ①作成コーナーへアクセス
- ・ご自宅のパソコン等から、「作成コーナー」で検索
- ②申告書を作成
- ・画面の案内に従って、金額等を入力し申告書等を作成
- ③申告書を作成
- ・書面提出
- 印刷して郵送等により提出
- ・e-Tax

事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページ

☎ 0475(52)3121

☎ 0475(52)3121

◆法定調書の作成・提出はe-Taxで

インターネットを利用して法定調書等を税務署に提出できます。e-Taxホームページ

☎ 0475(70)03121

☎ 0475(70)03121